

大磯町移住・定住の促進活動に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）と一般社団法人海鈴大磯（以下「乙」という。）は、甲が行う移住・定住の促進活動に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本町における町外からの移住・定住に関し、相互に連携を図りながら、甲乙が有する情報・機能を効果的に発揮することにより、本町への移住・定住を促進し、活力のある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、本町への移住・定住を促進するため、次に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 本町へ移住・定住を希望する者又は団体（以下「定住希望者等」という。）の相談に一元的に対応する窓口の構築
- (2) 定住希望者等が移住・定住を円滑に実施するために必要な支援
- (3) 移住・定住の促進を図る団体等との調整
- (4) 甲が有する本町における移住・定住の促進に関する情報の乙への提供
- (5) 乙が行う移住・定住の促進に関する活動への協力

（乙の役割）

第3条 乙は、甲が取り組む移住・定住の促進活動に関して、次に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 本町における移住・定住の促進に関する情報の集約及び発信
- (2) 甲が構築する相談窓口の周知
- (3) 甲が行う移住・定住の促進に関する活動への協力
- (4) 乙が有する本町における移住・定住の促進に関する情報の甲への提供
- (5) 乙が連携する認定NPO法人ふるさと回帰支援センター等移住・定住の促進を図る団体等との連携協力
- (6) 移住・定住の促進に関する調査研究

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の1月前までに、甲乙のいずれかからも更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、この協定は1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名のうえ各自1通を保有する。

令和2年11月24日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地

大磯町

町長



乙 神奈川県中郡大磯町東町1丁目9番17号

一般社団法人海鈴大磯

代表理事

